

8 議案第7号関係

(1)おいらせ町奥入瀬川の清流を守る条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(調査及び報告会)</p> <p>第<u>12</u>条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第<u>13</u>条 略</p>	<p><u>(奥入瀬川清流指導隊員の設置)</u></p> <p><u>第12条 町に、奥入瀬川の清流を守るため、奥入瀬川清流指導隊員（以下「清流指導隊員」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 清流指導隊員は、奥入瀬川の清流を守るために理解があり、その任務に必要な熱意と能力を有する者の中から町長が委嘱する。</u></p> <p><u>3 清流指導隊員は、4人以内とする。</u></p> <p><u>4 清流指導隊員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>5 清流指導隊員は、次に掲げる任務を行う。</u></p> <p><u>(1) 奥入瀬川をパトロールし、異常があるときは、町に通報すること。</u></p> <p><u>(2) 奥入瀬川の清流を守るために必要な事項を町へ提言すること。</u></p> <p><u>(3) 奥入瀬川の清流を守るため、町が行う各種活動に協力すること。</u></p> <p>(調査及び報告会)</p> <p>第<u>13</u>条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第<u>14</u>条 略</p>

(2)おいらせ町環境美化条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(美化活動の支援)</p> <p>第<u>21</u>条 略</p> <p>(環境美化の日)</p>	<p><u>(環境美化指導員)</u></p> <p><u>第21条 町長は、環境美化の推進について熱意と見識を有する者のうちから、環境美化指導員を委嘱することができる。</u></p> <p><u>2 環境美化指導員は、町が実施する施策に協力し、その他環境美化の推進に関する活動を行うものとする。</u></p> <p>(美化活動の支援)</p> <p>第<u>22</u>条 略</p> <p>(環境美化の日)</p>

改正案	現行
第22条 略 (委任) 第23条 略	第23条 略 (委任) 第24条 略